

皆さんの安全は私たちが守ります



本部分団長
益田 健



本部分団長
高橋 雅人



本部分団長
佐原 涼太



副団長
渡邊 昌孝



副団長
折笠 一寿

本
団



第五分団



分団長
橋田 数彦

担当区域 桜町、貫井北町、貫井南町3丁目（1・2番を除く）



第二分団



分団長
船田 知孝

担当区域 関野町、梶野町、緑町



第一分団



分団長
福平 恵一

担当区域 本町1丁目8～10・15～20番、本町2～6丁目



第四分団



分団長
鴨下 勇司

担当区域 前原町、貫井南町1・2・4・5丁目、3丁目1・2番

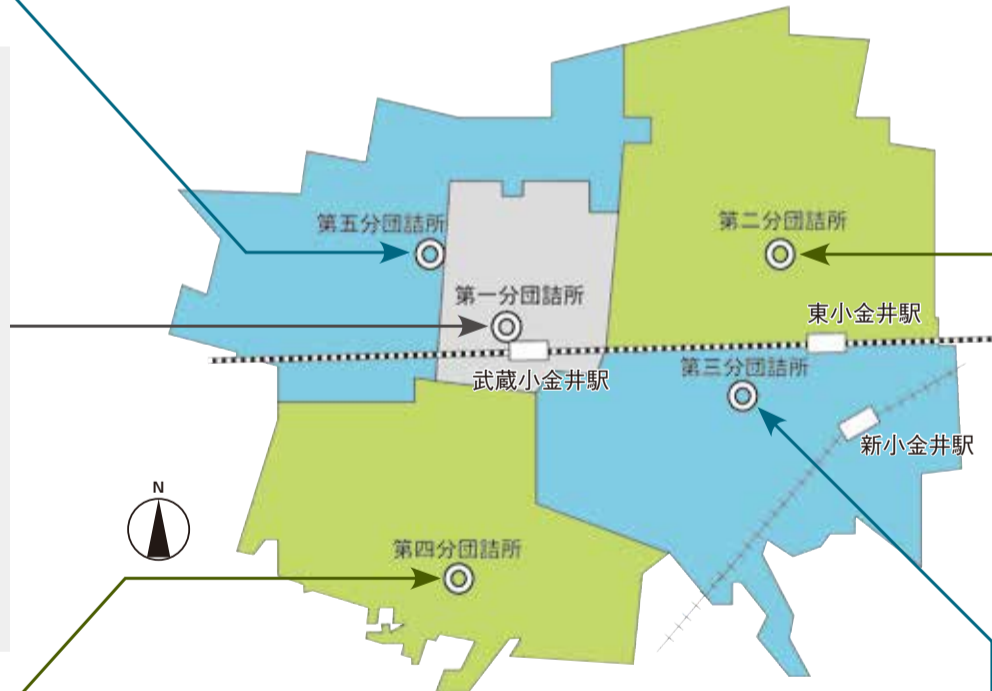


第三分団



分団長
井上 清久

担当区域 東町、中町、本町1丁目1～7・11～14番



小金井市消防団 消防団員改選特集

市民の安全・安心を担う消防団として

消防団は地域に根ざし、いつ発生するかわからない災害に対し、昼夜を問わず迅速に対処しております。私たちが十分な活動をするためには、地域の皆様と普段から相互理解を深め、連携意識を持ち、地域ぐるみの防災体制を構築していかなければなりません。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という消防団の原点に立ち返り、関係防災機関との連携を強め、多岐にわたる災害に対応してまいります。また、消防・防災技術の向上に努め、全団員一丸となって市民の安全・安心のため、地域防災の中核として邁進していく所存です。

団長に就任して5年目を迎えるにあたり諸先輩方が築かれた市消防団の伝統を守りつつ、時代に即した変革を進め、地域防災の任にあたります。

市民の皆様におかれましては、新体制の消防団に対して、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

小金井市消防団長
田村 裕一

消防団新体制にあたって

消防団員の皆様は、「私たちの地域は自らを守る」という精神に基づき、日々より献身的に消防団活動に精励していることに対して、心から感謝申し上げます。そして、消防団活動を支えているご家族の皆様、地域の方々のご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

消防団員の皆様は、「私たちの地域は自らを守る」という精神に基づき、日々より献身的に消防団活動に精励していることに対して、心から感謝申し上げます。そして、消防団活動を支えているご家族の皆様、地域の方々のご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

3期目を迎えられた田村団長のもと、65人の団員が消防団として始動し、大変心強く感じています。これも一重に、改選にあたり、各地域の推薦委員の方々をはじめとする関係者の方々のご尽力によるものであり感謝申し上げます。

消防団は、地域の安全・安心を守るために欠くことのできない大変重要な組織です。今後とも市民の皆様には、消防団活動のより一層のご理解とご協力を心よりお願いいたします。

小金井市長
白井 亨

消防団の新団結にあたって

令和6年の改選により、田村団長のもと、新たに市消防団が結成されました。5つの分団がそろってスタートできたことは大変喜ばしく、団員の推薦にあたって尽力された町会や後援会、推薦委員会など、多くの関係者の皆様深く御礼を申し上げます。

消防団は、消防団等充実強化法にて「地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」とあると強調されています。新たに16人の新団員が加わり、引き続き活躍いただける49人の団員、さらには、消防団活動に理解を示し、団員を支えてくださるご家族や職場の皆様に対して、12万市民を代表し心から感謝申し上げます。

小金井市議会議長
宮下 誠

消防団員になりませんか

市では、第一分団、第三分団、第四分団、第五分団の消防団員を募集しています。今回の改選では、18～49歳まで幅広い年齢層の方が入団されました。職業や年齢の異なる方々が、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通理念を持ち、消防団員として日々活動しています。

災害現場での活動だけでなく、火災予防の啓発や子どもたちと触れ合う写真会など、活動内容はさまざまです。地域の安全・安心を守る活動をしたい方、地域とのつながりを広げたい方、消防団に興味がある方は、男女を問わずぜひ地域安全課防災消防係までご連絡ください。

■資格等要件市内在住・在勤・在学で、入団日時時点で18歳以上の方



とき	行事	とき	行事
1月 第2日曜日	出初式	9月	総合防災訓練 北多摩地区消防大会
3月	春の火災予防運動巡回広報	10月	上級救命講習
4月(隔年)	規律訓練	11月	秋の火災予防運動巡回広報
5月	水防訓練	12月 28・29日	通常点検訓練・団員研修会 歳末特別警戒
6月(隔年)	消防ポンプ車操法審査会	年1回	教官派遣訓練

消防サイレンの音にご理解を

市内で火災が発生した場合、市民への警報を目的に、サイレンを鳴らしています。また、毎月1日（1月を除く。土曜・日曜・祝日の場合は、翌日以降の最初の平日）の午前8時には、広く火災予防を呼びかけるため、サイレンを鳴らしています。皆様のご理解をお願いします。